

2024年度 社会教育入門講座

第3回 社会教育関連法と社会教育施設 (図書館、その他)

2024.7.30 北星学園大学 斎藤仁史

* * * * **本日の予定** * * * *

I はじめに

II 社会教育概観と専門職

III 第3世代の博物館論

IV 次世代の図書館に向けて

V まとめ

* * * * 本日の予定 * * * *

I はじめに

II 社会教育概観と専門職

III 第3世代の博物館論

IV 次世代の図書館に向けて

V まとめ

自己紹介

(1)後志管内岩内町の生まれ育ち

(2)日高管内浦河町立図書館司書22年

……おもに移動図書館を担当。財政改革で移動図書館廃止案が出され、図書館のあり方を考えさせられた。

(3)明星大（通信） ・ 北海学園大大学院で勉学

(4)北星学園大学勤務 6 年目

投票にご協力ください(1)

今受講している場所は、エアコンが設置
されていますか？

- (1)設置されている
- (2)設置されていない
- (3)その他

投票にご協力ください(2)

おもに所属する施設・部署は？

- (1)公民館・学習センターなど総合的な施設
- (2)図書館や総合的な施設の図書室
- (3)博物館やそれに類する施設
- (4)体育施設
- (5)教育局・教育委員会などの事務局
- (6)青少年教育施設・その他

お話し的前提

(1)教育 = 学習支援

(2)学習 = 自己教育

(3)内容：斎藤独自の思考が少なからずあり。実践に結びつく？理論的なお話し。

(5)キーワード：学習支援、住民参加、情報の地産地消

(6)影のキーワード：「言い訳ですが」

* * * * 本日の予定 * * * *

I はじめに

II 社会教育概観と専門職

III 第3世代の博物館論

IV 次世代の図書館に向けて

V まとめ

社会教育法(1)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

（以下省略）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

社会教育法(2)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者*に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

第五章 公民館

第二十条 公民館は、（以下略）。



第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。



第四十二条 公民館に類似する……（ここまで公民館の規定）。

社会教育法(3)

社会教育を行う者：政府原案には「社会教育を指導する者」とあったのをかく修正したのであって、自ら社会教育を行うというよりは、社会教育に対して積極的側面的にサービスし、促進する立場にあれば官の関係者であろうと、民間関係者であるとを問わない。教育委員会の社会教育関係職員、社会教育主事、社会教育委員、公民館の職員、社会教育関係の団体の代表者等を意味する。（出典：寺中作雄「社会教育法解説」『〈現代教育101選〉55

社会教育法解説 公民館の建設』国土社、1995、p.70)

法律関係：社会教育法と図書館法および博物館法

本質的には、図の上下が反対の方が良い。 *博物館は、2023.4～文化芸術基本法も上位法。

社会教育法

社会教育法
(公民館に関する
法律)

図書館法

博物館法

専門職の関係：社会教育主事と司書および学芸員

*本質的には、図の上下が反対の方が良い。



学習と教育の関係図 BY齋藤

生涯の教育と学習(=生涯教学)

学習側 (教育を受ける側)

教育側 (学習を援助する側)

意図の有
無

受動的学習
(弱い学習意識)

生涯学習

生涯教育

学校教育

社会教育

家庭教育

意図的教育

独力的学習
(強い学習意識)

偶発的学習
(非常に強い学習意識)

周囲界教育 (自然や
社会・文化など周囲
による教育)

無意図的教育

教育側と学習側の主体性の程度 by 斎藤



* * * * 本日の予定 * * * *

I はじめに

II 社会教育概観と専門職

III 第3世代の博物館論

IV 次世代の図書館に向けて

V まとめ

I

参考文献

- (1)伊藤寿朗『ひらけ、博物館〔岩波ブックレット〕』岩波書店、1991。
- (2)伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993。
- (3)浜口哲一『放課後博物館へようこそ：地域と市民を結ぶ博物館』地人書館、2000。

世代	時期	運営の中心	利用形態 (展示形態)	研究発表	建物設計の中心
第一	～1960年代	保存 ：希少価値の国宝や天然記念物を保存。	娯楽、観光 (常設展のみ)	ない	倉庫 (威圧感を重視)
第二	1960年代～	公開 ：希少資料だけでなく農具や雑草、石仏などを公開。	一過性の見学 (常設展と特別展の組み合わせ)	学芸員	展示室 (外観を重視)
第三	1980年代後半～	参加 ：社会の求める課題に基づいて資料の価値を発見する。市民の参加を軸に。	継続的な活用 (参加・体験型 の展示)	市民 の研究発表、共同調査・研究の発表	事業 (機能を重視)

- ▶ (出典：浜口哲一『放課後博物館へようこそ：地域と市民を結ぶ博物館』地人書館、2000)

平塚市博物館の実践

- (1)漂流物を拾う会
- (2)タンポポ調査
- (3)相模川を歩く会

▶ 漂流物を拾う会の様子

- ▶ (出典：浜口哲一『放課後博物館へようこそ：地域と市民を結ぶ博物館』地人書館、2000)

(写真：省略)

漂流物を拾う会の「打ち上げ図鑑」

(出典：浜口哲一『放課後博物館へようこそ：地域と市民を結ぶ博物館』地人書館、2000)

(写真：省略)

漂流物を拾う会：特別展「砂浜の発見」

(出典：浜口哲一『放課後博物館へようこそ：地域と市民を結ぶ博物館』地人書館、2000)

(写真：省略)

タンポポ調査：地図への書き込み

(出典：浜口哲一『放課後博物館へようこそ：地域と市民を結ぶ博物館』地人書館、2000)

(写真：省略)

相模川を歩く会①：風景(1)

(出典：浜口哲一『放課後博物館へようこそ：地域と市民を結ぶ博物館』地人書館、2000)

(写真：省略)

相模川を歩く会②：風景(2)

(出典：浜口哲一『放課後博物館へようこそ：地域と市民を結ぶ博物館』地人書館、2000)

(写真：省略)

- ▶ (出典：浜口哲一『放課後博物館へようこそ：地域と市民を結ぶ博物館』地人書館、2000)

相模川を歩く会③

- (1)期間：1987年6月～1991年3月（往復）
- (2)内容：歩き継いで山中湖まで歩く（民俗・考古・生物・地質担当の学芸員も一緒）
- (3)1日に歩く距離：平均10km
- (4)冊子の発行：**参加者**が見聞したことを分担して書く。
合計16冊。
- (5)『相模川事典』の発行（1994.3）：冊子の追加調査。
332P。1313項目。→館内のPCで検索可能。

博物館法（博物館の事業） 第三条

- ▶ **一** 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- ▶ **四** 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- ▶ **七** 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- ▶ **八** 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- ▶ **十** 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

博物館法の改正⇒2023（令和5）年4月1日施行

参考⇒文化庁博物館総合サイト 《<https://museum.bunka.go.jp/law/>》

おもな変更点

- (1)博物館登録制度：国と独立行政法人を除く、あらゆる法人が設置する博物館が登録を受けることができる。
- (2)博物館の事業：博物館資料のデジタルアーカイブの作成と公開を追加。
- (3)法律の目的：文化芸術基本法の本質にも基づく。
- (4)博物館の連携：博物館同士のネットワークや、博物館が教育、まちづくり、観光、福祉といった様々な分野の主体と連携する。
- (5)その他

* * * * 本日の予定 * * * *

I はじめに

II 社会教育概観と専門職

III 第3世代の博物館論

IV 次世代の図書館に向けて

V まとめ

参考文献

- (1)早坂信子『国宝大崎八幡宮仙台・江戸学叢書50 公共図書館の祖青柳文庫と青柳文蔵』大崎八幡宮、2013。
- (2)渡辺生子「市民の図書館を实践して：日野宿発見隊報告」『図書館界』2012年63巻5号 p. 374-379。
- (3)森耕一『図書館との半生』森昌子、1993。
- (4)山本竜也「1945年8月15日の北海道の天気」『北海道の文化：第91号』2019.3。

「図書館の発展段階論」 斎藤

世代	発展の方向	主要目的	構成要素の重心	基本機能の重心
第四	次世代	創造志向 (情報の生産)	学習者 (住民)	学習支援
第三	↑	利用志向 (情報の消費)	職員 (司書)	情報提供
第二	↑	保存志向	施設 (建物)	整理保存
第一	↑	収集志向	情報資源 (本)	選択収集

図書館の学習支援：図書館史から 1/2

*** 図書館奉仕⇒学習支援（=教育）**：本の貸出・読書支援は学習支援のほんの一部。

(1)古代エジプトのムセイオン附属アレクサンドリア図書館

ムセイオンは、王立研究所。アルキメデスなどの知識人・文化人は研究に没頭できる環境が与えられた。パピルス製の本を所蔵。

(出典：佃一可『図書・図書館史』樹村房、2012、P.17)

(2)米国のフィラデルフィア会員制図書館（1731設立）

B.フランクリンらの討論クラブ「ジャントー」が基に。(出典：佃一可『図書・図書館史』樹村房、2012、P.110)

(アレキサンドリア図書館
の図：省略)

スチュアート・A・P・マ
レー『図説 図書館の歴
史』原書房、2011, P.27。

(フィラデルフィア図書館会社写真：省略)

図書館の学習支援：図書館史から 2/2

(3) **金沢文庫**：かねさわぶんこ、@横浜市、鎌倉時代

⇒教育機関

(4) **足利学校文庫**：@栃木県足利市、室町時代

⇒教育機関

(5) **青柳文庫**：@仙台市、1831.8.8建（江戸時代後期）

⇒隣接地に教育機関あり

金沢文庫（かねさわぶんこ）

「称名寺*の学僧も文庫の本を借りていたことが分っています」
「文庫の出納業務は、称名寺の僧が行なっていました」（新藤透『図書館の日本史』勉誠出版、2019, p.101）

*称名寺：横浜市金沢（かなざわ）区金沢町（＝金沢文庫の隣）にある真言律宗の別格本山。

「（金沢文庫には）京都からもたらされた和書、中国からはるばる取り寄せられた漢籍、（略）密教の儀軌・伝書や、後に鎌倉仏教と呼ばれる宗教改革運動の胎動を伝える日本僧の著述など（が集められていた）」 「（称名寺は）教学研究が盛んな寺でもありました」（神奈川県立金沢文庫編・発行『神奈川県立金沢文庫開館75周年記念誌平成のあゆみ』2005, p.5、p.6）

足利学校文庫 (撮影：斎藤)



青柳文庫跡@仙台 (撮影：斎藤)



青柳文庫と医学校

「借覧事務は医学校舎内で藩吏が行うので土蔵でよかつたのである」(早坂信子『国宝大崎八幡宮 仙台・江戸学叢書50 公共図書館の祖青柳文庫と青柳文蔵』大崎八幡宮、2013、P.48。右図：同書.47。下図：同書P.4)

(配置図：省略)

(蔵の写真：省略)

『市民の図書館』 1970.5→貸出重視

(出典：斎藤仁史「公立図書館における疎外の連鎖と課題：再考『貸出重視論』」『北海学園大学大学院経済学研究科年報 第13号』2013.3)

1970年2月下旬、最終報告書の討議 (森耕一『図書館との半生』森昌子、1993)

「高知市民図書館の渡辺館長は、『貸出だけが図書館の働きではない』という立場をとり、それに対して日野の前川館長は、『あれもこれも手掛けるのではなく、当面、貸出を重点として、そこに職員的全エネルギーを投入すべきだ』ということを主張して、双方が譲らなかった。…。数時間後、『図書館から一年間に市民に貸出した本の冊数が、人口一人あたり二冊に達するまでは』という条件つきで、渡辺館長が貸出を図書館サービスの重点にすることに同意して、ようやく討議の幕が降ろされた」

＊ 様々な活動で利用された高知の渡辺 **VS.** 個人への貸出冊数を伸ばした日野の前川 → 前川の意向

著者ID	<input type="text"/>	統一タイトルID	<input type="text"/>	出版者	高知市民図書館
ISBN	<input type="text"/>	ISSN	<input type="text"/>	NCID	<input type="text"/>
件名	<input type="text"/>	分類	<input type="text"/>	注記	<input type="text"/>
資料種別	すべての資料種別	言語種別	すべての言語	出版年	<input type="text"/> 年から <input type="text"/> 年まで
図書館ID	<input type="text"/>	機関ID	<input type="text"/>	地域	すべての地域

図書館ID・機関ID・地域を記憶する ローマ字をカナに変換

【2023年10月31日掲載】CiNii BooksのCiNii Researchへの統合について
新「国立国会図書館サーチ」公開によるCiNiiサービスへの影響について

検索結果： 100件中 1-100 を表示

すべて選択：

-  **幕末洋学教育史研究：土佐藩「徳弘家資料」による実態分析：高知市民図書館** 1
- 坂本保富著
- 高知市民図書館 2004.2
- 所蔵館27館

中高大学生対象

NII研究100連発

2024.7.31[水] 12:30-14:00

会場 一編講堂 入場無料 オンライン中継あり

情報学分野で活躍する10人の研究者がそれぞれ10のプロジェクトを7分半で駆け抜ける！

研究の面白さと魅力、
一瞬一瞬に熱れる



Search filters on a blue background:

- タイトル: タイトル完全一致 統一タイトルを含む
- 著者名: 別名を含む
- 著者ID: 統一タイトルID: 出版者: オーテピア高知図書館
- ISBN: ISSN: NCID:
- 件名: 分類: 注記:
- 資料種別: すべての資料種別 言語種別: すべての言語 コード 出版年: 年から 年まで
- 図書館ID: 機関ID: 地域: すべての地域
- 図書館ID・機関ID・地域を記憶する ローマ字をカナに変換

【2023年10月31日掲載】 CiNii BooksのCiNii Researchへの統合について
新「国立国会図書館サーチ」公開によるCiNiiサービスへの影響について

高知市民図書館70年史

高知市立市民図書館



日野市日野図書館の実践：日野宿発見隊(1)

(出典：斎藤仁史「小規模公立図書館による地域づくり：『情報の地産地消』の取組に着目して」『北海学園大学大学院経済学研究科年報 第14号』2014.3

2005（平成17）年夏の日野市の行財政改革素案に、日野市立図書館の分館・窓口委託が盛り込まれていた。

一方この時期に、知り合いの建築士から、街の再生事業計画されていることを知る。市民は規制がかかる前に家を建て替えてしまおうして、古い蔵や屋敷がどんどん取り壊されていく。

住民の生活のことを知ろうと、地域住民を一軒一軒訪ね歩いた。また日頃から図書館を利用する人に、誘いの声をかけた。図書館を閉館した夜に近所の住民が5人集まったのは、2006（平成18）年6月である。それが日野宿発見隊始まりであった。

地元住民と図書館職員が組みになって、一軒一軒回り写真を集めた。明治から昭和30年代の写真が1,400枚を超える勢いで集まり、それをパソコンに取り込んだ。

→写真を展示「まちかど写真館」、冊子、『写真集まちかど写真館 in ひの』の作成

日野市日野図書館の実践：日野宿発見隊(2)

(出典：日野宿発見隊『写真集 まちかど写真館INひの 第二集』日野市、2012.3)

(昔の写真：省略)

(近年の写真：省略)

公民館主事松下拡さんが関わる

「情報の地産地消」 1 / 2

長野県下伊那郡松川町『はぐへ』No.1

(文章：省略)

公民館主事松下拡さんが関わる「情報の地産地消」2/2

長野県下伊那郡松川町『はこべ』No.1

(文章：省略)

表紙の文言…「わが暮らしを見つめ、わが郷土を考えるための、仲間の雑誌」
(『はこべ』創刊号、1977.4.1、表紙)

投票にご協力ください(3)

1945年8月15日正午の天気？

(1)晴れ

(2)曇り

(3)雨

(4)その他

地域の記録の重要性①：1945年8月15日の天気⇒朝夕

出典：山本竜也「1945年8月15日の北海道の天気」『北海道の文化：第91号』2019.3、P.47

(天気図：省略)

(天気図：省略)

地域の記録の重要性②：1945

年8月15日の天気⇒正午

出典：山本竜也「1945年8月15日の北海道の
天気」『北海道の文化：第91号』2019.3、
P.47

「『玉音放送』が流れた12時の
天気も軒並み曇りだった」

(天気図：省略)

地域の記録の重要性③：記憶はメディアに影響を受ける

出典：山本竜也「1945年8月15日の北海道の天気」『北海道の文化：第91号』2019.3、P.47

「筆者は、さまざまな出版物に発表されている1945年8月15日の回想記を収集し、**道内**の天気もしくは寒暖を記述するものを83人分見つけることができた。このうち56人が天気に触れており、うち52人（93パーセント）が天気を晴れ、もしくはそれに類する記述（「ぎらぎら」「炎天下」など）をしている。」

出典：山本竜也「1945年8月15日の北海道の天気」『北海道の文化：第91号』2019.3、p.51。

図書館法(1)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

図書館法(2)

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

* * * * **本日の予定** * * * *

I はじめに

II 社会教育概観と専門職

III 第3世代の博物館論

IV 次世代の図書館に向けて

V まとめ

まとめ

- (1)**これからの博物館・図書館の運営**：住民の調査や著作活動を援助し、情報の地産地消を促進する。
- (2)**社会教育職員は学習支援者**：とりわけ今後は、上記(1)の調査・著作活動（学習）を企画運営し、住民活動を援助する職員に。
- (3)**図書館は学習支援機関**：読書支援だけでなく、広く学習支援し、住民による情報の生産と消費を援助する機関。そして学習支援による地域づくりに貢献しなければ、財政が厳しい自治体にとっては、不要な機関となってしまう。

ご清聴、有り難うございました。

実践にお役に立ちそうでしたら幸いです。

質問・意見など、よろしく願いいたします。